

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29 - 関東1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年3月16日

【会社名】 株式会社野村総合研究所

【英訳名】 Nomura Research Institute, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 此本 臣吾

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

【電話番号】 03-5533-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 榊原 大史

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

【電話番号】 03-5533-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経理財務部長 榊原 大史

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 5,000万豪ドル(邦貨換算額4,178.5百万円)
(株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した平成30年3月15日現在の東京外国為替市場における対顧客直物電信売買相場の仲値1豪ドル = 83.57円の換算レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年11月17日
効力発生日	平成29年11月26日
有効期限	平成31年11月25日
発行登録番号	29 - 関東1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 100,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし	減額総額(円)	なし

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 100,000百万円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項はありません。

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社野村総合研究所 大阪総合センター
(大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債(短期社債を除く。)】

本書において「豪ドル」及び「豪セント」とはオーストラリア連邦の法定通貨を指し、「円」とは日本国の法定通貨を指す。

銘柄	株式会社野村総合研究所第1回豪ドル建無担保社債(社債間限定同順位特約付・指定金融機関等限定)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額	金50,000,000豪ドル
各社債の金額	金1,000,000豪ドル
発行価額の総額	金50,000,000豪ドル
発行価格	各社債の金額100豪ドルにつき金100豪ドル
利率(%)	年3.335%
利払日	毎年3月23日及び9月23日
利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日(同日を含む。)から本社債を償還すべき日(以下「償還期日」という。)(同日を含まない。)まで別記「利率」欄記載の利率によりこれを付け、平成30年9月23日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月23日及び9月23日(以下各々を「利払日」という。)に本項第(2)号に定める方法によりこれを豪ドルにより後払いする。</p> <p>(2) 各利払日において、各利息計算期間(以下に定義する。)に関し、各社債の金額の総額について支払われる利息の金額は、各社債の金額の総額に、別記「利率」欄記載の利率を乗じ、以下の算式により得られる数を分子とし、360を分母とする分数を乗じることによりこれを計算する。ただし、計算の結果、補助通貨単位(豪セント)未満の端数が生じた場合は、補助通貨単位未満の端数を切り捨てる。</p> <p>「利息計算期間」とは、払込期日(同日を含む。)から次の利払日(同日を含まない。)までの期間及び連続する各利払日(同日を含む。)からその次の利払日(同日を含まない。)までの期間をいう。</p> <p>(算式)</p> $[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)$ <p>「Y1」とは、当該利息計算期間の最初の日があたる暦年の数字をいう。 「Y2」とは、当該利息計算期間の最後の日の直後の日があたる暦年の数字をいう。 「M1」とは、当該利息計算期間の最初の日があたる暦月の数字をいう。 「M2」とは、当該利息計算期間の最後の日の直後の日があたる暦月の数字をいう。 「D1」とは、当該利息計算期間の最初の暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合は、D1は30とする。 「D2」とは、当該利息計算期間の最後の日の直後の日があたる暦日の数字をいう。ただし、かかる数字が31の場合で、かつ、D1が29よりも大きい場合には、D2は30とする。</p> <p>(3) 利息を支払うべき日が営業日(別記「償還の方法」欄第2項第(3)号に定義する。以下同じ。)でない日に該当するときは、その支払は翌営業日にこれを繰り下げる。なお、いかなる場合にも利払日に支払われるべき利息の額について調整は行われぬ。</p> <p>(4) 償還期日後は利息を付けない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)15. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成35年3月23日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100豪ドルにつき金100豪ドル</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成35年3月23日に豪ドルによりその総額を償還する。</p> <p>(2) 償還期日が営業日でない日に該当するときは、その支払は翌営業日にこれを繰り下げる。</p>

	<p>(3) 本社債の社債要項において「営業日」とは、東京、メルボルン、シドニー及びニューヨークにおいて商業銀行及び外国為替市場が一般に支払の決済を行う日(土曜日又は日曜日を除く。)をいう。</p> <p>(4) 本社債の買入消却は、法令又は別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則(業務処理要領及び振替の取扱等に関して振替機関から発行代理人・支払代理人・機構加入者等宛になされる通知等を含み、以下「業務規程等」という。)に別途定められている場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所 別記「(注)15. 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金	各社債の金額100豪ドルにつき金100豪ドルとし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息を付けない。
申込期間	平成30年3月16日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成30年3月23日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債発行後、当社が国内で既に発行した又は国内で今後発行する他の無担保社債(本社債と同時に発行する第4回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含む。)に担保を提供する場合(当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。)には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定しなければならない。</p> <p>2. 本欄第1項に基づき設定した担保権が未償還の本社債を担保するに十分でない場合は、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。</p> <p>3. 当社が吸収合併、株式交換又は吸収分割により、担保権の設定されている吸収合併消滅会社、株式交換完全子会社又は吸収分割会社の社債を承継する場合には、本欄第1項及び第2項は適用されない。</p>
財務上の特約(その他の条項)	<p>1. 担保付社債への切替</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。</p> <p>(2) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項若しくは第2項又は本項第(1)号により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p> <p>2. 特定資産の留保</p> <p>(1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の有する特定の資産(以下「留保資産」という。)を本社債以外の債務の担保に供しない旨を約することができる。この場合、当社は社債管理者との間にその旨の契約を締結するものとする。</p> <p>(2) 本項第(1)号の場合、当社は社債管理者との間に本号 乃至 についても特約する。</p> <p>当社は、留保資産のうえに、本社債の社債権者(以下「本社債権者」という。)の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利若しくはその設定の予約、又は本社債の担保とすることを妨げる約束が一切存在しないことを保証すること。</p> <p>当社は、社債管理者の事前の書面による承諾なく、留保資産を他に譲渡又は貸与しないこと。</p> <p>当社は、原因のいかんにかかわらず、留保資産を害するおそれのある場合は、ただちに書面をもって社債管理者に通知し、その指示に従うこと。</p> <p>当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、社債管理者の指定する資産をただちに留保資産に追加すること。</p>

	<p>当社は、本社債の未償還残高の減少又はやむをえない事情がある場合は、社債管理者の事前の書面による承諾を得て、留保資産の一部を留保資産から除外し、又は留保資産の一部若しくは全部を他の資産と交換することができること。</p> <p>当社は、社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに担保付社債信託法に基づき、本社債の担保として当社の総財産のうち社債管理者が指定する物件のうえに担保権を設定し、社債管理者は、本社債権者のためにこれを取得すること。</p> <p>(3) 本項第(1)号の場合、社債管理者は、本社債権者保護のため同号の目的を達成するために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。</p>
--	---

(注)1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター(以下「R & I」という。)からAA-(ダブルAマイナス)の信用格付を平成30年3月16日付で取得している。

R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性(信用力)に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を保留したり、取り下げたりすることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ

(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R & I：電話番号 03-6273-7471

2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社債等振替法」という。)の規定の適用を受け、業務規程等に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。かかる請求により発行される場合は無記名式とし、本社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできない。

3. 受方機構加入者による支払代理人への通知並びに通知が遅延した場合における元利金支払に関する特則

- (1) 別記「償還の方法」欄第2項及び別記「利息支払の方法」欄第1項に従った期日における元利金の支払は、業務規程等に定める機構加入者若しくはその加入者又は機構加入者の下位機関若しくはその加入者が本社債の振替にかかる受方となる場合における当該機構加入者(以下「受方機構加入者」という。)が、当該振替直後に到来する利払日又は償還期日の2営業日前までに、本(注)11.記載の支払代理人に対し、別記「振替機関」欄記載の振替機関の一般債振替制度に係る業務処理要領に定める「振替債元利金に係る支払方法指定書(外貨用)」(以下「支払方法指定書」という。)を提出することにより、本社債の元利金及び元利払手数料の支払いを受けるために必要な情報を通知することを条件として行われる。ただし、当該受方機構加入者が支払代理人に対し、豪ドル建の振替債にかかる支払方法指定書を既に提出している場合は、この限りではない。本号の条件が充足されない場合、該当する本社債の元利金の支払は、本(注)3.第(2)号の規定に従う。
- (2) いずれかの利払日又は償還期日に関し、いずれかの受方機構加入者から支払代理人が本(注)3.第(1)号の期限内に支払方法指定書を受領していない場合、当社及び当社から資金を受領する本(注)4.に規定する社債管理者たる支払代理人は、別記「償還の方法」欄第2項第(1)号又は第(2)号及び別記「利息支払の方法」欄第1項の規定にかかわらず、当該受方機構加入者の口座に記録される本社債(当該受方機構加入者が保有するもの、当該受方機構加入者の顧客の口座に記録されるもののほか、当該受方機構加入者に口座を有する間接口座管理機関及びその更に下位の間接口座管理機関の顧客の口座に記録される本社債を含む。)の元利金及び元利払手数料を当該利払日又は償還期日に支払う義務を負わず、当該支払の遅延に伴う損害その他の債務から免除されるものとする。本号に基づき支払が繰り延べられた元利金及び元利払手数料については、当該受方機構加入者より支払方法指定書が支払代理人に提出された後、社債等振替法及び業務規程等に従って速やかに当該受方機構加入者に交付することとし、当該受方機構加入者が支払方法指定書を支払代理人に提出しないことで発生する支払の遅延は別記「振替機関」欄記載の振替機関の社債等に関する業務規程第67条第2項に定める支払遅延には該当しないこととする。

- (3) 社債等振替法又は業務規程等若しくはその運用の変更により、本(注)3.第(1)号若しくは第(2)号の条項にかかわる規定又は運用(償還期日が到来した社債等に関する振替の可否にかかわる規定又は運用を含むが、これに限定されない。)が変更される場合、当社と社債管理者たる支払代理人との間の合意により、本(注)3.第(1)号及び第(2)号の条項に適切と認められる修正を加えることができる。
- (4) 本社債権者は本社債を本(注)14.に定める指定金融機関等に譲渡する場合には、譲受人たる他の指定金融機関等に対して、本(注)3.第(1)号及び第(2)号の規定が付されていることを予め告知するものとする。

4. 社債管理者

(1) 社債管理者の名称

株式会社三菱東京UFJ銀行

(2) 債権者の異議手続における社債管理者の権限

社債管理者は、会社法第740条第2項本文の規定にかかわらず、同条第1項に定める異議の申立てに関し、社債権者集会の決議によらずに本社債権者のために異議を述べることは行わない。

(3) 社債管理者の辞任

社債管理者は、本社債権者と社債管理者との間で利益が相反する場合(利益が相反するおそれがある場合を含む。)、その他正当な事由があるときは、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。

5. 担保提供制限にかかる特約の解除

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項若しくは第2項又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第1項第(1)号により本社債のために担保付社債信託法に基づき担保権を設定した場合、又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第2項により本社債のために留保資産の提供を行った場合であって、社債管理者が承認したときは、以後、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項若しくは第2項及び本(注)8.第(3)号は適用されない。

6. 期限の利益の喪失に関する特約

- (1) 当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、直ちに本社債総額について期限の利益を喪失する。ただし、別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項若しくは第2項又は別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第1項第(1)号により当社が本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本号に該当しても期限の利益を喪失しない。

当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号の規定に違反したとき。ただし、本(注)3.第(2)号の規定に該当する場合は、この限りではない。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号の規定に違反し、5営業日を経過してもこれを履行できないとき。ただし、本(注)3.第(2)号の規定に該当する場合は、この限りではない。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項又は第2項の規定に違反したとき。

当社が、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄第1項第(2)号、本(注)7.、本(注)8.、本(注)9.第(2)号又は本(注)10.の規定のいずれかに違反し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても元金の弁済をすることができないとき。ただし、当社が当該社債について支払期日までに本(注)11.記載の発行代理人及び支払代理人に対して当該社債の元金支払資金の預託をし、かつ、かかる支払期日から5営業日以内に現実の支払が行われた場合は、この限りではない。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債又はその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらずこれを履行することができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、又は取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。

当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。

当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売(公売を含む。)の申立を受け、又は滞納処分を受ける等当社の信用を著しく毀損する事実が生じ、社債管理者が本社債権者の権利保全上、本社債の存続を不適当であると認めたとき。

- (2) 本(注)6.第(1)号の規定により期限の利益を喪失した場合には、当社は直ちにその旨を公告する。

7. 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度終了後遅滞なく計算書類及び事業報告を提出し、かつ、剰余金の配当(会社法第454条第5項に定められた中間配当を含む。)については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項に定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。

- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書又は訂正報告書及びそれらの添付書類を財務局長等に提出した場合には、遅滞なく社債管理者に通知する。ただし、社債管理者がそれらの写しの提出を要求した場合には、当社は社債管理者にそれらの写しを提出する。

8. 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき及び変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿にその旨の記載を行い、代表者が記名捺印した書面によりこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、次に掲げる場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
- 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - 事業の全部若しくは重要な事業の一部を変更し、休止又は廃止しようとするとき。
 - 資本金又は資本準備金若しくは利益準備金の額を減少しようとするとき。
 - 組織変更、会社分割、合併、株式交換又は株式移転をしようとするとき(いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。)
- (3) 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した又は国内で今後発行する他の無担保社債(本社債と同時に発行する第4回無担保社債(社債間限定同順位特約付)を含む。)のために担保権を設定する場合には、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、債務の内容及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。

9. 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、本社債の社債管理委託契約の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めるときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 本(注)9.第(1)号の場合で、社債管理者が当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

10. 社債権者に対する公告の方法

本社債に関し社債権者に対し公告する場合は、法令又は本社債の社債管理委託契約に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、社債管理者が本社債権者のために必要と認める場合には、電子公告に加えて東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にもこれを掲載する。なお、電子公告の方法によることのできない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にこれを掲載する。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が本社債権者のために必要と認める場合には、東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)にもこれを掲載する。

11. 発行代理人及び支払代理人

株式会社三菱東京UFJ銀行

12. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下「本種類の社債」という。)の社債権者により組織され、法令に別段の定めがある場合を除き、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに、社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

13. 社債管理委託契約証書の公示

当社及び社債管理者は、その各本店に本社債の社債管理委託契約証書の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

14. 募集及び譲渡の制限

本社債には、本社債を取得した者が本社債を以下に定める指定金融機関等(以下「指定金融機関等」という。)以外の者に譲渡することを禁止する旨の制限が付されており、本社債の募集は、指定金融機関等である者に限定して行う。

- (1) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)(以下「特別措置法」という。)第8条第1項に規定する金融機関
- (2) 特別措置法第8条第2項に規定する金融商品取引業者等
- (3) 所得税法(昭和40年法律第33号)(以下「所得税法」という。)第176条第1項に規定する内国法人である信託会社であって同項の規定に基づき信託の信託財産として取得する者
- (4) 所得税法第180条の2第1項に規定する外国法人である信託会社であって同項の規定に基づき信託の信託財産として取得する者

(5) 所得税法第11条第1項に規定する同法別表第一に掲げる内国法人であって同条第3項の適用を受ける者

15. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (万豪ドル)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	4,000	1. 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100豪ドルにつき金50豪セントとする。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,000	
計		5,000	

(注) 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第153条第1項第4号二に掲げる株券等に該当し、当社は、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹会社である野村證券株式会社の親法人等に該当します。当社は、野村證券株式会社の完全親会社である野村ホールディングス株式会社の関連会社です。当社は、本社債の発行価格及び利率(以下「発行価格等」という。)の決定を公正かつ適切に行うため、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を本社債の独立引受幹事会社(以下「独立引受幹事」という。)とし、独立引受幹事が野村證券株式会社と事務遂行上で同等の権限をもって引受審査内容の妥当性を確認し、独立引受幹事が野村證券株式会社から発行価格等の決定に関する情報提供を受けて本社債の発行価格等の決定に関与する等、日本証券業協会の定める「『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則」第2条に定める措置を講じています。また、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続きに従い決定しました。

(2)【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金1銭を支払うこととする。(注)

(注) 本社債の管理手数料は、社債管理委託契約に別途定める方法により豪ドルを邦貨換算したうえ、これを支払うこととする。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(万豪ドル)	発行諸費用の概算額(万豪ドル)	差引手取概算額(万豪ドル)
5,000	36	4,963

(注) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額4,963万豪ドルは、平成32年4月末までに全額を豪州子会社に対する融資資金に充当し、当該子会社は同時期までに返済期日が到来する同社の借入金の返済に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、銀行預金口座で管理又は安全性の高い金融商品で運用する方針です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第52期(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日) 平成29年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第53期第1四半期(自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日) 平成29年8月1日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第53期第2四半期(自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日) 平成29年10月31日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第53期第3四半期(自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日) 平成30年2月2日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成30年3月16日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成29年6月28日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成30年3月16日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成29年7月28日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(平成30年3月16日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成29年9月26日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書(上記7の臨時報告書の訂正報告書)を平成29年10月20日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後本発行登録追補書類提出日(平成30年3月16日)までの間において、有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社野村総合研究所 本店

(東京都千代田区大手町一丁目9番2号)

株式会社野村総合研究所 大阪総合センター

(大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。